

横手市農業委員会

令和8年度 第1回

農業委員会総会議事録

令和8年4月16日

## 令和8年度 第1回横手市農業委員会総会議事録

令和8年4月16日午前10時00分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を浅舞地区交流センターに招集する。

### 記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 報告第1号 職員の任免について
3. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
4. 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
5. 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について
6. 報告第2号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委員氏名	出欠	議席No.	委員氏名	出欠
1	佐藤 保	出	13	高田 恵律子	出
2	佐々木 由紀子	出	14	近江 清 廣	出
3	佐藤 省 美	出	15	高橋 馨	出
4			16	佐藤 吉 治	出
5	佐々木 一 誠	出	17	高橋 尚 也	出
6	千葉 肇	出	18	小松田 英 人	出
7	佐藤 仁	出	19		欠
8	高橋 正 也	出	20	丹波 賢太郎	出
9	佐藤 勇	出	21	武藤 吉 喜	出
10	小笠原 夏 子	出	22	木村 由美子	出
11	新山 武	出	23	堀江 一 彦	出
12	千田 誠 治	出	24	飯野 正 和	出

当日の欠席委員

19番 高橋 康 弘 委員

## 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩 瀬 司
	局長代理兼農地振興係長	伊 藤 俊 一
	総務係長	佐々木 真
	総務係主査	佐 藤 絹 子
	農地振興係主査	佐 藤 亨
	農地振興係主査	佐々木 亮
増田地域局	農委事務局副主幹	高 橋 慎
	農委事務局主任	片 倉 大 吾
平鹿地域局	農委事務局専門員	武 田 和 典
雄物川地域局	農委事務局参事	土 田 勉
十文字地域局	農委事務局参事	織 田 秀 介
山内地域局	農委事務局副主査	土 田 学
	農委事務局主任	小 徳 真
大雄地域局	農委事務局主査	大 沼 美 奈 子

議長

本日の出席者数は22名であります。  
農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第1回横手市農業委員会総会を開会いたします。

議長

日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、「横手市農業委員会総会会議規則」第23条第2項の規定に定める議事録署名委員について、慣例により当職より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議がないようですので、当職より  
6番 千葉 肇 委員  
7番 佐藤 仁 委員  
の両名を指名いたします。

議長

日程2、「報告第1号 職員の任免について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書2ページをご覧ください。  
この度の4月1日付けの定期人事異動によりまして、解任するものを左側の転出者に、また、新しく任命するものを右側の転入者としております。  
本件は、「横手市農業委員会会長専決規程」第2条第1号により、職員の任免に関し、会長がこれを専決できる事項であるから、報告するものです。説明は以上です。

議長

以上、事務局より説明があったとおりです。皆様、どうぞよろしくお願ひします。  
ここで暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

-職員紹介-

議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長

日程3、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

はじめに「23番」と「25番」は、議席番号20番 丹波賢太郎委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号 20 番 丹波賢太郎委員 一時退席)

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、説明いたします。議案書 9 ページをご覧ください。

「23 番」と、議案書 10 ページの「25 番」は、大森地域局管内からの申請です。「23 番」は、農地中間管理事業による利用権設定から農地法第 3 条による使用貸借に切り替えるものです。「25 番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第 3 条による貸貸借に切り替えるものです。

以上、配付しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の受付番号 23 番、25 番に記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査されました委員から、補足等ありましたら、ご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「23 番」と「25 番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「23 番」と「25 番」については、許可することに決定いたします。

退席委員の入場を認めます。

(議席番号 20 番 丹波賢太郎委員 着席)

議長

次に、「69 番」と「70 番」は、議席番号 18 番 小松田英人委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号 18 番 小松田英人委員 一時退席)

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、説明いたします。議案書 21 ページをご覧ください。「69 番」、「70 番」は、大雄地域局管内からの申請です。いずれも、経営縮小のため、近隣の耕作者へ農地を贈与するものです。

以上、配付しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の受付番号 69 番、70 番に記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査されました委員から、補足等ありましたら、ご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「69 番」と「70 番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「69 番」と「70 番」については、許可することに決定いたします。

退席委員の入場を認めます。

(議席番号 18 番 小松田英人委員 着席)

議長

次に、議事参与の制限の案件を除く、「1 番」から「73 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、説明いたします。議事参与の制限の案件を除く案件は「1 番」から「22 番」、「24 番」、「26 番」から「68 番」、及び「71 番」から「73 番」までの、69 件です。

議案書 4 ページをご覧ください。「1 番」は、横手地域局管内からの申請です。買受により、経営規模の拡大をするものです。

「2 番」から「4 番」は、増田地域局管内からの申請です。いずれも、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第 3 条による賃貸借に切り替えるものです。

議案書 5 ページをご覧ください。「5 番」から「15 番」は、平鹿地域局管内からの申請です。「5 番」から議案書 6 ページの「10 番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第 3 条による賃貸借に切り替えるものです。「11 番」から議案書 7 ページの「13 番」は、借受により、経営規模の拡大をするものです。「14 番」、「15 番」は、農業廃止のため、

これまで農地を貸し付けしていた相手方へ贈与するものです。

「16番」から「22番」は、雄物川地域局管内からの申請です。「16番」から議案書8ページの「20番」は、買受により、経営規模の拡大をするものです。「21番」、「22番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第3条による賃貸借に切り替えるものです。

「24番」から「31番」は、大森地域局管内からの申請です。「24番」は、農地中間管理事業による利用権設定から農地法第3条による賃貸借に切り替えるものです。議案書10ページの「26番」から「28番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第3条による賃貸借に切り替えるものです。「29番」は、合作地を解消するため、農地を売買するものです。「30番」、「31番」は、買受により、経営規模の拡大をするものです。

「32番」から「67番」は、十文字地域局管内からの申請です。「32番」から議案書18ページの「60番」は、農地中間管理事業による利用権設定から農地法第3条による賃貸借または使用貸借に切り替えるものです。「61番」から議案書20ページの「66番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第3条による賃貸借に切り替えるものです。「67番」は、買受により、経営規模の拡大をするものです。

「68番」から「73番」は、大雄地域局管内からの申請です。「68番」は、買受により、経営規模の拡大をするものです。「71番」は、後継者へ農地を部分贈与するものです。「72番」から議案書22ページの「73番」は、経営移譲年金受給のため、使用貸借権を再設定するものです。

以上、配付しております別紙資料「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く「1番」から「73番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

事務局

全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く「1番」から「73番」については、許可することに決定いたします。

議長

日程4、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」

を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 24 ページをお開き下さい。案件は 1 件になります。それでは、ご説明いたします。

「1 番」は、■■■■地域局管内からの申請です。

「農地区分」は、横手農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められているとの理由から、農地法第 5 条第 2 項第 1 号イに規定する「農用地区域内にある農地」と判断されます。

「事業概要」は、借受人は、秋田自動車道・横手湯田間 4 車線化工事の実施主体で、工事の実施に伴い仮設資機材置場として農地を一時転用しようとして計画するものです。

「土地概要」は、申請地は、市役所■■■■庁舎から■■■■約■■■■mに位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側・西側は「田」、東側は「雑種地」、南側は「市道」となっております。

「資金計画」は、全額自己資金で対応するとのことで、財務諸表により確認済みです。

「排水計画」は、汚水・生活雑排水は発生しません。雨水排水は自然流下させる計画です。

「被害防除」は、砂利敷及び鉄板敷を勾配等考慮した設計で施工し、周囲への影響が無いようにするとのことです。

「意見書」は、土地改良区管轄外のため、ありません。

「他法令」については、特にありません。

「申請地」は、「農用地区域内にある農地」ではありますが、高速道路工事に伴う仮設資機材置場のため一時転用を計画したものであり、農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号イに規定する「申請に係る農地又は採草放牧地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるもの」であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

「現地調査」は、3 月 30 日、高橋正也委員と事務局で実施しております。

なお、申請地は未相続地ですが、相続関係図及び戸籍等書類により相続人及び持分を確認しております。また、本件については、市の「地域計画」に影響がないことを農業振興課に確認し、「問題ない旨」の回答を得ていることを申し添えます。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第2号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第2号」については、許可することに決定いたします。

議長

日程5、「議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)の審議について」を上程いたします。

事務局

はじめに「整理番号767番」、「整理番号792番」は、議席番号21番 武藤吉喜委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号21番 武藤吉喜委員 一時退席)

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。権利設定になります。議案書48ページの「整理番号767番」、議案書51ページの「整理番号792番」の2件は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和8年5月29日付けの県公告により農家に貸し付ける予定となっております。

なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号767番」、「整理番号792番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号767番」、「整理番号792番」については、承認することに決定いたします。

退席委員の入場を認めます。

(議席番号 21 番 武藤吉喜委員 着席)

議長

次に、「整理番号 797 番」、「整理番号 805 番」は、議席番号 20 番 丹波賢太郎委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号 20 番 丹波賢太郎委員 一時退席)

議長

それでは、「整理番号 797 番」、「整理番号 805 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。権利設定になります。議案書 52 ページの「整理番号 797 番」、議案書 53 ページの「整理番号 805 番」の 2 件は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 5 月 29 日付けの県公告により農家に貸し付ける予定となっております。

なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 797 番」、「整理番号 805 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 797 番」、「整理番号 805 番」については、承認することに決定いたします。

退席委員の入場を認めます。

(議席番号 20 番 丹波賢太郎委員 着席)

議長

次に、「整理番号 808 番」、「整理番号 813 番」は、議席番号 11 番 新山武委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号 11 番 新山武委員 一時退席)

議長

それでは、「整理番号 808 番」、「整理番号 813 番」について、事務局の

説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。権利設定になります。議案書 53 ページの「整理番号 808 番」、「整理番号 813 番」の 2 件は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 5 月 29 日付けの県公告により農家に貸し付ける予定となっております。

なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 808 番」、「整理番号 813 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 808 番」、「整理番号 813 番」については、承認することに決定いたします。

退席委員の入場を認めます。

(議席番号 11 番 新山武委員 着席)

議長

次に、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 587 番」から「整理番号 885 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。はじめに所有権移転になります。

議案書 28 ページの「整理番号 587 番」から、「整理番号 591 番」の 5 件は、令和 8 年 5 月 29 日付けの県公告により、秋田県農業公社が出し手農家から農地を買い入れるものとなっております。令和 8 年 6 月総会以降に農家に売り渡す予定となっております。

議案書 28 ページの「整理番号 592 番」から、議案書 29 ページの「整理番号 597 番」の 6 件は、令和 8 年 5 月 29 日付けの県公告により、秋田県農業公社が出し手農家から買い入れしていた農地を受け手農家に売り渡すものとなっております。

次に権利設定になります。議事参与の制限の案件を除く、議案書 30 ページの「整理番号 598 番」から、議案書 59 ページの「整理番号 866 番」の 263 件は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 5 月 29 日付けの県公告により農家に貸し付ける予定となっております。

なお、出し手、受け手のマッチングについては、配付しております議

案第 3 号別紙資料「農地中間管理事業 貸付・借受予定者一覧」でご確認ください。続いて権利移転になります。現在の受け手農家から新たな受け手農家へ、賃借料や残存契約期間について、同一条件で利用権を移転するものです。

議案書 60 ページの「整理番号 867 番」から、議案書 61 ページの「整理番号 884 番」の 18 件は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 5 月 29 日付の県公告により新たな農家に貸し付ける予定となっております。

続いて再配分になります。農地中間管理機構である秋田県農業公社が農地中間管理権を取得している農地を、農家が借り受けるものとなります。議案書 62 ページの「整理番号 885 番」の 1 件は、所有者不明農地として所定の手続きを経て、秋田県知事に対し裁定の申請中です。今後、秋田県知事が利用権を設定すべき旨を裁定後、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 5 月 29 日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。

なお、本農用地利用集積等促進計画の共有地及び未相続地に係る利用権設定については、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得ていることを確認しております。また、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く「整理番号 587 番」から「整理番号 885 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 587 番」から「整理番号 885 番」については、承認することにいたします。

議長

以上をもって、「議案第 3 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に進達することに決定いたします。

事務局

日程 6、「報告第 2 号 農地の転用事実に関する調査結果について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

議長

議案書 64 ページをお開き下さい。報告件数は 5 件になります。それでは、ご説明いたします。

「1番」は、■■■■地域局管内です。

「照会地」は、■■■■地区交流センターから■■■■へ約■■■■mに位置しております。隣接地との状況は、北側・西側は「田」、東側は「用悪水路」、南側は「市道」となっています。

「土地の状況」は、平成29年8月に農地法第5条許可を得て事務所及び駐車場として利用していたが、地目変更登記がされていなかったとのことで、現在も同様に利用されていることから農地としての利用は見込めないと判断し、「非農地」としました。

「現地調査」は、3月19日、佐々木由紀子委員、佐藤省美委員、高橋尚也委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、3月19日付けで記載のとおり報告しております。

「2番」は、■■■■地域局管内です。

「照会地」は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約■■■■mに位置しております。隣接地との状況は、北側は「田」、西側は「雑種地」、東側は「公衆用道路」、南側は「市道」となっています。

「土地の状況」は、申請者の亡き父が昭和59年6月に農地法第5条許可を得て住宅建築したが、地目変更登記がされていなかったとのことで、現在も同様に利用されていることから農地としての利用は見込めないと判断し、「非農地」としました。

「現地調査」は、3月6日、千葉肇委員、千田誠治委員、佐藤徹推進委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、3月6日付けで記載のとおり報告しております。

「3番」は、■■■■地域局管内です。

「照会地」は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約■■■■kmに位置しております。隣接地との状況は、81番については北側・東側・西側は「山林」、南側は「市道」となっており、83番については北側・東側は「山林」、西側は「宅地」、南側は「市道」となっています。

「土地の状況」は、申請者の祖父、父が既に亡くなっており、詳細は不明だが昭和の時代から杉が植林されており、現在も同様の状況となっていることから農地としての利用は見込めないと判断し、「非農地」としました。

「現地調査」は、3月6日、佐藤仁委員、高田恵律子委員、齊藤久美子推進委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、3月10日付けで記載のとおり報告しております。

「4番」は、■■■■地域局管内です。

「照会地」は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約■■■■kmに位置しております。隣接地との状況は、北側は宅地を挟んで「市道」、南側は「畑」、東側は「市道」、西側は法定外道水路を挟んで「畑」となっています。

「土地の状況」は、農地転用許可が必要であることに気づかないまま昭和30年代に一般住宅を建築したもので、現在も同様に利用されていることから、農地としての利用は見込めないと判断し、「非農地」としました。

「現地調査」は、3月16日、佐々木一誠委員、新山武委員、高橋康弘委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、3月17日付けで記載のとおり報告しております。

「5番」は、■■■■地域局管内です。

「照会地」は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約■■■■k mに位置しております。隣接地との状況は、北側は「市道」、東側・南側は法定外水路を挟んで「田」、西側は「田」となっています。

「土地の状況」は、平成2年2月に農地法第4条許可を得て農業用施設を建築したが、地目変更登記がされていなかったとのことで、現在は世帯員が代表となっている農業法人が利用しており、農地としての利用は見込めないと判断し、「非農地」としました。

「現地調査」は、3月31日、佐々木一誠委員、新山武委員、高橋康弘委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、3月31日付けで記載のとおり報告しております。報告は以上です。

議長

事務局の報告が終わりました。

これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第2号」の報告を終わります。

議長

以上をもちまして、第1回総会を閉会します。  
ご協力ありがとうございました。

(10時40分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和8年4月16日

議 長 飯 野 正 和

---

署名委員 千 葉 肇

---

署名委員 佐 藤 仁

---